

随意契約理由

令和5年(2023年)4月1日

契約担当課名	児童生徒課
発注担当課名	児童生徒課
契約名称	解決困難な問題事象等委託協定
契約内容	解決困難な問題事象等委託協定
契約締結日 及び契約期間	令和5年(2023年)4月1日 令和5年(2023年)4月1日～令和6年(2024年)3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪府大阪市北区兔我野町5-15 松浦・畑村法律事務所
契約金額	3,322,000円(上限)
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>松浦・畑村法律事務所は、本市の教育行政の事情に精通しており、豊中市教育委員会の持つ問題事象(法的根拠に基づいた措置等)についても委託を行ってきている。本市教育委員会がこれまでの委託業務により関わっている継続問題事象もあるため、他の法律事務所で担うのは困難であることから、同事務所と随意契約を行うものである。</p>